

判 定

《判定の対象》

Q 1：ある権利に関して、指摘する事実が無効理由にあたるかどうかの判定を請求することはできますか。

A 1：無効理由の存否については無効審判で判断されるため、判定の中で権利の有効・無効の判断を求めることはできません。特許庁における判定制度では、権利者は、相手方の実施する対象物品等（慣行上イ号と表記）が自己の特許等の権利範囲に属するか否かについて、また、権利者でない者も、自己の実施するイ号が権利者の特許権等の権利範囲に属するか否かについて、特許庁に判断を求めることができます。

《判定請求時の「請求の理由」》

Q 2：判定請求時のイ号の説明はどの程度必要ですか。判断の材料は自分で収集しなければならないのでしょうか。それとも特許庁で集めてもらえるのでしょうか。

A 2：判定請求にあたっては、「請求の理由」においてイ号の説明が求められます。特許庁が判断材料を集めることはありませんので、「請求の理由」でイ号が十分に特定されていない場合には審理を行うことはできず、決定により請求が却下されます。判定請求書は可能な限り詳しく記載してください。判定請求書の書き方については、特許庁ホームページをご参照ください。掲載箇所は、「トップ画面」⇒「制度・手続」⇒「審判」⇒「判定制度（特許、実用、意匠、商標）」⇒「[特許庁の判定制度について](#)」になります。

《判定の対象》

Q 3：特許庁の判定結果に対して、不服を申し立てることはできますか。

A 3：判定の結果は、特許発明の技術的範囲等についての特許庁の見解の表明であって、鑑定的性質を有するにとどまるものとされています（最一小判昭 43.4.18（昭 42（行ツ）47号））。よって、判定に法的拘束力（処分性）はなく、判定結果に対して不服を申し立てることはできません。

《標準必須性に係る判断のための判定》

Q 4：特許が標準必須であるかどうかを確認するために、判定制度を利用することはできますか。

A 4：当事者の間に特許発明の標準必須性に関する争いがある場合に、標準必須性に係る判断のため、標準規格文書から特定される仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するかどうかについて、判定制度で特許庁に判断を求めることもできます。

詳しくは、「[標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き（改訂版）](#)」及び「[標準必須性に係る判断のための判定に関するQ&A](#)」を参照してください。